

令和5年6月7日開会

①

令和5年第2回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和5年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第82号議案	令和5年度茨城県一般会計補正予算（第1号）…………… 1
第83号議案	職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… 7
第84号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… 9
第85号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… 10
第86号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例…………… 27
第87号議案	民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例…………… 30
第88号議案	茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… 31
第89号議案	工事請負契約の締結について（県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築工事）…………… 32
第90号議案	工事請負契約の締結について（県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築電気設備工事）…………… 33
第91号議案	工事請負契約の締結について（県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築空調設備工事）…………… 34
第92号議案	工事請負契約の変更について（養蚕橋橋梁上部工事（その1））…………… 35
第93号議案	工事請負契約の変更について（養蚕橋橋梁上部工事（その2））…………… 36
第94号議案	特定調停について…………… 37
第95号議案	権利の放棄について…………… 38
報告第3号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について…………… 39

予 算

第82号議案

令和5年度 茨城県一般会計補正予算（第1号）

令和5年度茨城県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,923,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,300,117,467千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,712,119 ^{千円}	7,882,260 ^{千円}	172,594,379 ^{千円}
	2 国庫補助金	109,933,696	7,882,260	117,815,956
12 繰入金		45,926,825	41,675	45,968,500
	2 基金繰入金	45,140,664	41,675	45,182,339
14 諸収入		142,300,222	23	142,300,245
	8 雑収入	7,437,999	23	7,438,022
歳入合計		1,292,193,509	7,923,958	1,300,117,467

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画開発費		14,144,883 ^{千円}	190,023 ^{千円}	14,334,906 ^{千円}
	1 企画費	8,220,635	125,025	8,345,660
	2 開発費	5,385,256	64,998	5,450,254
4 生活環境費		6,575,868	1,951,000	8,526,868
	2 環境保全費	4,754,163	1,951,000	6,705,163
6 保健医療費		137,444,859	862,700	138,307,559
	3 医薬費	11,715,329	862,700	12,578,029
7 福祉費		126,163,330	1,396,534	127,559,864
	2 生活保護費	4,982,841	2,790	4,985,631
	3 障害福祉費	35,941,345	293,385	36,234,730
	4 長寿福祉費	42,113,590	1,010,344	43,123,934
	5 児童福祉費	40,655,827	90,015	40,745,842
9 農林水産業費		40,533,269	1,101,571	41,634,840
	1 農業費	11,251,059	111,204	11,362,263
	2 畜産業費	3,306,236	990,367	4,296,603
10 営業戦略費		6,328,080	545,000	6,873,080
	2 誘客・販路拡大推進費	3,506,526	545,000	4,051,526
12 商工費		121,269,416	1,809,251	123,078,667
	1 産業政策費	115,974,874	24,251	115,999,125
	2 技術振興費	2,522,192	20,000	2,542,192
	3 中小企業費	2,772,350	1,765,000	4,537,350
15 教育費		258,574,630	67,879	258,642,509
	1 教育総務費	43,615,505	35,255	43,650,760

	7 保 健 体 育 費	2,115,887	32,624	2,148,511
歳 出 合 計		1,292,193,509	7,923,958	1,300,117,467

第2表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
豚熱経営対策緊急支援資金利子補給	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和5年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	令和6年度	融資総額7千万円の融資残高に対し、茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
豚熱経営対策緊急支援資金損失補償	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金制度に基づき、金融機関が農業者に対し、資金を融資し、当該資金に損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該金融機関と締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	70,000千円

条例 ・ その他

第83号議案

職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 4 職員が次の表に掲げる旅行先に旅行した場合における宿泊料の額は、第34条第2項の規定にかかわらず、当分の間、同表に掲げる旅行先の区分に応じ、それぞれ同表の宿泊料（1夜につき）の欄に掲げる額とする。

旅 行 先	宿 泊 料（1夜につき）
シンガポール	28,000 ^円
ロサンゼルス	37,800
ニューヨーク	48,900
サンフランシスコ	37,900
パリ	44,600
アメリカ合衆国（ロサンゼルス、ニューヨーク及びサンフランシスコを除く。）	35,500
カナダ	35,800
フランス（パリを除く。）	25,100
イタリア	22,800
大韓民国	20,400
香港	21,200
中華人民共和国（香港を除く。）	14,800
台湾	19,100
モンゴル	13,500

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「付則第8項」を「付則第9項及び付則第10項」に改める。

付則に次の1項を加える。

- 10 知事等が次の表に掲げる旅行先に公務のため旅行した場合における宿泊料の額は、第8条第1項の規定にかかわら

ず、当分の間、同表に掲げる旅行先の区分及び宿泊料（1夜につき）の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

旅 行 先	宿泊料（1夜につき）（単位 円）	
	知 事	副知事，教育長，公営企業 管理者，病院事業管理者及 び常勤の監査委員
シンガポール	36,700	32,000
ロサンゼルス	49,600	43,200
ニューヨーク	64,100	55,200
サンフランシスコ	49,700	43,300
パリ	58,500	50,900
アメリカ合衆国（ロサンゼルス，ニュー ヨーク及びサンフランシスコを除く。）	45,700	40,600
カナダ	46,000	40,900
フランス（パリを除く。）	32,400	28,700
イタリア	29,400	26,100
大韓民国	26,200	23,200
香港	27,300	24,200
中華人民共和国（香港を除く。）	19,100	17,000
台湾	24,600	21,900
モンゴル	17,400	15,500

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第84号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「作業又は業務に従事した日1日につき1,520円の範囲内で人事委員会規則で定める」を「次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 前項第1号から第7号まで又は第8号イの作業又は業務 作業又は業務に従事した日1日につき1,520円の範囲内で人事委員会規則で定める額

(2) 前項第8号アの作業 作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額

付則第13項中「以下同じ。）の病原体に汚染され、又は汚染されたおそれがある施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症」を「() 其他人事委員会規則で定める感染症」に、「緊急に行われた措置に係る」を「行われた措置に係る作業のうち、当該感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる」に改める。

付則第14項を次のように改める。

14 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第85号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定の適用については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「別表第1の2」とあるのは、「別表第2の2」と読み替えるものとする。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 処分通知等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第9号及び茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）第2条第7号に規定する処分通知等をいう。）を電子情報処理組織（同条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）により交付することができる事務について、当該事務に係る処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を申し出た者に係る前項の規定の適用については、別表第1の2の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第2条第2項関係）

別表第1の31の2の項	30,900円	30,770円
別表第1の31の2の2の項	240,000円	239,870円
別表第1の31の3の項	220,000円	219,870円
別表第1の31の4の項	220,000円	219,870円
別表第1の31の6の項	24,800円	24,670円
別表第1の32の項	130,000円	129,860円
	110,000円	109,860円
別表第1の33の項	120,000円	119,860円
	100,000円	99,860円
別表第1の33の2の項	33,000円	32,860円
別表第1の33の3の項	20,000円	19,860円
別表第1の33の4の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の5の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の6の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の7の項	94,000円	93,860円
別表第1の33の8の項	147,000円	146,850円
別表第1の33の9の項	134,000円	133,850円
別表第1の34の項	81,000円	80,850円

別表第1の35の項	73,000円	72,850円
別表第1の36の項	100,000円	99,850円
別表第1の37の項	94,000円	93,850円
別表第1の38の項	71,000円	70,850円
別表第1の39の項	92,000円	91,850円
別表第1の40の項	81,000円	80,850円
別表第1の41の項	74,000円	73,850円
別表第1の42の項	100,000円	99,850円
別表第1の43の項	95,000円	94,850円
別表第1の44の項	72,000円	71,850円
別表第1の45の項	95,000円	94,850円
別表第1の46の項	140,000円	139,860円
	120,000円	119,860円
別表第1の47の項	130,000円	129,860円
	110,000円	109,860円
別表第1の47の2の項	33,000円	32,860円
別表第1の47の3の項	20,000円	19,860円
別表第1の48の項	40,000円	39,870円
別表第1の48の2の項	5,000円	4,900円
別表第1の48の3の項	4,000円	3,900円
別表第1の48の4の項	5,000円	4,890円
別表第1の48の5の項	4,000円	3,890円
別表第1の48の6の項	5,000円	4,890円
別表第1の48の7の項	4,000円	3,890円
別表第1の48の8の項	78,000円	77,860円
別表第1の48の9の項	70,000円	69,860円
別表第1の48の10の項	84,000円	83,860円
別表第1の48の11の項	77,000円	76,860円
別表第1の48の12の項	67,000円	66,860円
別表第1の49の項	32,000円	31,910円
別表第1の50の項	32,000円	31,910円
別表第1の51の項	400円	310円

別表第1の51の2の項	70,000円	69,830円
別表第1の51の3の項	43,000円	42,830円
別表第1の51の4の項	80,000円	79,860円
別表第1の51の5の項	60,000円	59,860円
別表第1の51の6の項	60,000円	59,860円
別表第1の51の7の項	60,000円	59,860円
別表第1の71の項	43,000円	42,990円
別表第1の86の項	66,000円	65,990円
別表第1の87の項	34,000円	33,990円
別表第1の88の項	66,000円	65,990円
別表第1の88の2の項	34,000円	33,990円
別表第1の99の項	10,900円	10,830円
別表第1の124の項	30,000円	29,830円
別表第1の125の項	12,500円	12,330円
別表第1の130の項	2,300円	2,130円
別表第1の131の項	3,000円	2,830円
別表第1の131の2の項	2,300円	2,130円
別表第1の131の3の項	3,000円	2,830円
別表第1の131の4の項	2,300円	2,130円
別表第1の131の5の項	3,000円	2,830円
別表第1の132の項	2,300円	2,130円
別表第1の133の項	3,000円	2,830円
別表第1の134の項	148,600円	148,430円
	131,900円	131,730円
別表第1の135の項	128,500円	128,330円
	70,200円	70,030円
別表第1の136の項	67,100円	66,930円
別表第1の142の項	90,400円	90,230円
	84,700円	84,530円
	47,000円	46,830円
別表第1の143の項	90,400円	90,230円
	45,300円	45,130円

	33,200円	33,030円
別表第1の144の項	45,300円	45,130円
	33,200円	33,030円
別表第1の154の項	208,300円	208,130円
	51,200円	51,030円
	86,800円	86,630円
別表第1の155の項	50,600円	50,430円
別表第1の157の項	76,200円	76,070円
	49,200円	49,070円
	24,800円	24,670円
	156,700円	156,570円
	3,800円	3,790円
	108,700円	108,570円
	2,300円	2,290円
	59,400円	59,270円
	600円	590円
別表第1の158の項	76,200円	76,070円
	49,200円	49,070円
	24,800円	24,670円
	156,700円	156,570円
	3,800円	3,790円
	108,700円	108,570円
	2,300円	2,290円
	59,400円	59,270円
	600円	590円
別表第1の162の項	148,600円	148,430円
	131,900円	131,730円
	92,900円	92,730円
別表第1の162の3の項	38,100円	37,930円
別表第1の162の4の項	29,000円	28,830円
別表第1の162の5の項	148,600円	148,430円
別表第1の162の6の項	131,100円	130,930円

別表第1の163の項	75,500円	75,330円
別表第1の164の項	49,500円	49,330円
別表第1の247の項	73,000円	72,990円
別表第1の248の項	8,300円	8,290円
別表第1の248の2の項	41,000円	40,990円
別表第1の248の3の項	23,000円	22,990円
別表第1の256の2の項	41,000円	40,990円
別表第1の258の項	41,000円	40,990円
別表第1の258の2の項	41,000円	40,990円
別表第1の261の項	18,700円	18,560円
別表第1の262の項	7,000円	6,840円
別表第1の263の項	8,100円	7,980円
別表第1の264の項	54,100円	53,910円
別表第1の265の項	34,300円	34,140円
別表第1の266の項	37,400円	37,390円
別表第1の267の項	26,000円	25,990円
別表第1の268の項	81,100円	81,090円
別表第1の269の項	63,400円	63,390円
別表第1の270の項	88,400円	88,390円
別表第1の271の項	75,900円	75,890円
別表第1の277の項	31,000円	30,990円
別表第1の278の項	1通につき630円	書面により交付（用紙の片面に出力する方法に限る。） するとしたならば、出力される用紙1枚につき620円
別表第1の280の項	34,000円	33,990円
別表第1の281の項	14,000円	13,990円
別表第1の282の項	20,000円	19,990円
別表第1の283の項	55,000円	54,990円
	80,000円	79,990円
	98,000円	97,990円
別表第1の284の項	21,000円	20,990円
別表第1の285の項	15,000円	14,990円

別表第1の286の項	17,000円	16,990円
別表第1の287の項	31,000円	30,990円
	24,000円	23,990円
別表第1の288の項	36,000円	35,990円
	27,000円	26,990円
別表第1の289の項	28,000円	27,990円
別表第1の290の項	27,000円	26,990円
別表第1の294の項	13,500円	13,380円
別表第1の295の項	8,700円	8,580円
別表第1の296の項	8,000円	7,880円
別表第1の297の項	33,900円	33,710円
別表第1の298の項	15,000円	14,840円
別表第1の299の項	22,000円	21,990円
別表第1の300の項	12,000円	11,990円
別表第1の301の項	2,200円	2,190円
別表第1の302の項	2,200円	2,190円
別表第1の303の項	用紙1枚につき600円	書面により交付（用紙の片面に出力する方法に限る。） するとしたならば、出力される用紙1枚につき590円
別表第1の370の項	3,700円	3,440円
別表第1の394の項	90,000円	89,990円
	50,000円	49,990円
別表第1の395の項	50,000円	49,990円
別表第1の397の2の項	400円	390円
別表第1の399の項	33,000円	32,990円
別表第1の400の項	26,000円	25,990円
別表第1の404の項	158,000円	157,900円
別表第1の409の項	15,600円	15,590円
別表第1の410の項	12,400円	12,390円
別表第1の412の項	450円	300円
	750円	600円
	300円	150円

	1,100円	950円
	1,300円	1,150円
	650円	500円
	1,200円	1,050円
	6,000円	5,850円
	1,800円	1,650円
	850円	700円
	350円	200円
	1,500円	1,350円
	700円	550円
別表第1の413の項	3,500円	3,410円
別表第1の420の項	120,000円	119,990円
別表第1の421の2の項	33,000円	32,990円
別表第1の422の項	33,000円	32,990円
別表第1の423の項	27,000円	26,990円
別表第1の424の項	160,000円	159,990円
別表第1の425の項	160,000円	159,990円
別表第1の427の項	160,000円	159,990円
別表第1の428の項	27,000円	26,990円
別表第1の428の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の429の項	33,000円	32,990円
別表第1の429の2の項	33,000円	32,990円
別表第1の429の3の項	33,000円	32,990円
別表第1の430の項	160,000円	159,990円
別表第1の431の項	27,000円	26,990円
別表第1の432の項	160,000円	159,990円
別表第1の432の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の433の項	160,000円	159,990円
別表第1の434の項	27,000円	26,990円
別表第1の434の2の項	78,000円	77,990円
別表第1の434の3の項	6,400円	6,390円
別表第1の434の4の項	160,000円	159,990円

別表第1の434の5の項	160,000円	159,990円
別表第1の435の項	160,000円	159,990円
別表第1の436の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の3の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の4の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の2の5の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の3の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の4の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の5の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の6の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の7の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の8の項	160,000円	159,990円
別表第1の437の9の項	27,000円	26,990円
別表第1の438の項	27,000円	26,990円
別表第1の439の項	160,000円	159,990円
別表第1の439の2の項	27,000円	26,990円
別表第1の440の項	27,000円	26,990円
別表第1の440の2の項	27,000円	26,990円
別表第1の441の項	160,000円	159,990円
別表第1の442の項	27,000円	26,990円
別表第1の443の項	27,000円	26,990円
別表第1の444の項	160,000円	159,990円
別表第1の445の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の446の項	78,000円	77,990円
別表第1の447の項	78,000円	77,990円
別表第1の447の2の項	238,000円	237,990円
別表第1の447の3の項	238,000円	237,990円
別表第1の448の項	78,000円	77,990円
別表第1の448の2の項	238,000円	237,990円

別表第1の449の項	6,400円	6,390円
別表第1の450の項	27,000円	26,990円
別表第1の450の2の項	27,000円	26,990円
別表第1の450の3の項	27,000円	26,990円
別表第1の450の4の項	27,000円	26,990円
別表第1の450の6の項	160,000円	159,990円
別表第1の451の項	27,000円	26,990円
別表第1の461の項	90,000円	89,990円
	130,000円	129,990円
	200,000円	199,990円
	270,000円	269,990円
	400,000円	399,990円
	530,000円	529,990円
	680,000円	679,990円
	910,000円	909,990円
別表第1の462の項	6,200円	6,190円
	8,600円	8,590円
	13,000円	12,990円
	35,000円	34,990円
	43,000円	42,990円
	58,000円	57,990円
別表第1の466の項	10,000円	9,980円
	22,000円	21,980円
	45,000円	44,980円
	90,000円	89,980円
	130,000円	129,980円
	180,000円	179,980円
	220,000円	219,980円
	310,000円	309,980円
	13,000円	12,980円
	31,000円	30,980円
	67,000円	66,980円

	210,000円	209,980円
	280,000円	279,980円
	350,000円	349,980円
	490,000円	489,980円
	200,000円	199,980円
	270,000円	269,980円
	400,000円	399,980円
	530,000円	529,980円
	680,000円	679,980円
	910,000円	909,980円
別表第1の467の項	10,000円	9,990円
別表第1の473の3の項	80,000円	79,990円
別表第1の473の4の項	60,000円	59,990円
別表第1の473の5の項	60,000円	59,990円
別表第1の474の項	160,000円	159,990円
別表第1の477の2の項	26,000円	25,990円
	36,000円	35,990円
	85,000円	84,990円
	125,000円	124,990円
	155,000円	154,990円
	191,000円	190,990円
	22,000円	21,990円
	31,000円	30,990円
	79,000円	78,990円
	119,000円	118,990円
	148,000円	147,990円
	184,000円	183,990円
	237,000円	236,990円
	306,000円	305,990円
	437,000円	436,990円
	538,000円	537,990円
	636,000円	635,990円

	726,000円	725,990円
	92,000円	91,990円
	121,000円	120,990円
	196,000円	195,990円
	257,000円	256,990円
	308,000円	307,990円
	362,000円	361,990円
別表第1の477の2の2の項	13,000円	12,990円
	18,000円	17,990円
	42,000円	41,990円
	63,000円	62,990円
	77,000円	76,990円
	96,000円	95,990円
	11,000円	10,990円
	16,000円	15,990円
	40,000円	39,990円
	60,000円	59,990円
	74,000円	73,990円
	92,000円	91,990円
	119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円
	46,000円	45,990円
	61,000円	60,990円
	98,000円	97,990円
	128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円
	181,000円	180,990円
別表第1の477の2の5の項	4,000円	3,990円

8,000円	7,990円
17,000円	16,990円
37,000円	36,990円
67,000円	66,990円
14,000円	13,990円
22,000円	21,990円
106,000円	105,990円
133,000円	132,990円
167,000円	166,990円
加算した額	加算した額に、10円を加算した額
28,000円	27,990円
32,000円	31,990円
15,000円	14,990円
16,000円	15,990円
57,000円	56,990円
96,000円	95,990円
163,000円	162,990円
234,000円	233,990円
27,000円	26,990円
47,000円	46,990円
86,000円	85,990円
130,000円	129,990円
189,000円	188,990円
237,000円	236,990円
306,000円	305,990円
437,000円	436,990円
538,000円	537,990円
636,000円	635,990円
726,000円	725,990円
72,000円	71,990円
92,000円	91,990円

	121,000円	120,990円
	196,000円	195,990円
	257,000円	256,990円
	308,000円	307,990円
	362,000円	361,990円
別表第1の477の2の6の項	13,000円	12,990円
	18,000円	17,990円
	42,000円	41,990円
	63,000円	62,990円
	77,000円	76,990円
	96,000円	95,990円
	11,000円	10,990円
	16,000円	15,990円
	40,000円	39,990円
	60,000円	59,990円
	74,000円	73,990円
	92,000円	91,990円
	119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円
	46,000円	45,990円
	61,000円	60,990円
	98,000円	97,990円
	128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円
	181,000円	180,990円
別表第1の477の2の7の項	33,000円	32,990円
別表第1の477の3の項	26,000円	25,990円
別表第1の477の3の2の項	10,000円	9,990円

別表第1の477の3の3の項	10,000円	9,990円
別表第1の477の5の2の項	160,000円	159,990円
別表第1の477の6の項	160,000円	159,990円
別表第1の487の項	400円	390円

別表第2中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第2の2（第2条第4項関係）

別表第2の1の項	560,000円	559,990円
	340,000円	339,990円
	220,000円	219,990円
	140,000円	139,990円
	110,000円	109,990円
	86,000円	85,990円
	68,000円	67,990円
	54,000円	53,990円
	31,000円	30,990円
	91,000円	90,990円
	75,000円	74,990円
	60,000円	59,990円
	44,000円	43,990円
	27,000円	26,990円
	21,000円	20,990円
	16,000円	15,990円
	13,000円	12,990円
	11,000円	10,990円
	7,400円	7,390円
	87,000円	86,990円
36,000円	35,990円	
別表第2の2の項	370,000円	369,990円
	220,000円	219,990円
	150,000円	149,990円
	93,000円	92,990円
	69,000円	68,990円

	61,000円	60,990円
	57,000円	56,990円
	39,000円	38,990円
	26,000円	25,990円
	16,000円	15,990円
	65,000円	64,990円
	53,000円	52,990円
	44,000円	43,990円
	31,000円	30,990円
	18,000円	17,990円
	14,000円	13,990円
	12,000円	11,990円
	9,200円	9,190円
	8,200円	8,190円
	5,100円	5,090円
	3,200円	3,190円
	62,000円	61,990円
	55,000円	54,990円
	38,000円	37,990円
	30,000円	29,990円
別表第2の3の項	25,000円	24,990円
別表第2の4の項	14,000円	13,990円
	11,000円	10,990円
別表第2の5の項	6,100円	6,090円
別表第2の6の項	18,750円	18,740円
別表第2の7の項	6,100円	6,090円
別表第2の9の項	27,000円	26,990円
	21,000円	20,990円
	13,000円	12,990円
別表第2の14の項	610,000円	609,990円
	370,000円	369,990円
	250,000円	249,990円

	150,000円	149,990円
	120,000円	119,990円
	95,000円	94,990円
	75,000円	74,990円
	60,000円	59,990円
	33,000円	32,990円
	80,000円	79,990円
	64,000円	63,990円
	47,000円	46,990円
	31,000円	30,990円
	22,000円	21,990円
	20,000円	19,990円
	15,000円	14,990円
	12,000円	11,990円
	7,700円	7,690円
	76,000円	75,990円
	42,000円	41,990円
別表第2の15の項	16,000円	15,990円
	6,600円	6,590円
	320円	310円
	260円	250円
	160円	150円
	150円	140円
	210円	200円
	140円	130円
	7,100円	7,090円
	800円	790円
	170円	160円
	110円	100円
	80円	70円
別表第2の16の項	31円	21円
	24円	14円

	1,100円	1,090円
	540円	530円
	21円	11円
別表第2の17の項	16,000円	15,990円
別表第2の18の項	1,400円	1,390円

別表第3中「第2条第3項」を「第2条第5項」に改める。

別表第4中「第2条第4項」を「第2条第6項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第86号議案

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条中「茨城県庁又は県税事務所の掲示場に掲示して行うものと」を「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を茨城県庁若しくは県税事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を茨城県庁若しくは県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第23条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第39条の10中「第71条の14第6項」を「第71条の14第7項」に改める。

第39条の18中「第71条の35第7項」を「第71条の35第8項」に改める。

第39条の25中「第71条の55第7項」を「第71条の55第8項」に改める。

第40条の9中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

第40条の14第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第3項中「個人の」の次に「行う」を加える。

第42条の13中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。

第43条の22中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

第60条の2に次の1項を加える。

4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第60条の5の2及び第60条の24第9項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第60条の5の次に次の1項を加える。

第60条の5の2 オーストラリア軍隊が、第60条の2第4項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第60条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第60条の24第1項中「においては」を「には」に改め、同条第5項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条に次の1項を加える。

9 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第60条の28中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

第65条第1項中「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、「及び法附則第12条の2の10第2項」を削り、同項第2号中「からニまで」を「、口及びホ」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 法第157条第6項において読み替えて準用する同条第1項第3号トに該当する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第4項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。次項第4号において同じ。）

第65条第2項中「並びに」を「及び」に改め、「及び法附則第12条の2の10第2項」を削り、同項第2号中「及びロ」を「ロ及びニ」に改め、同項第3号中「第2号及び第3号イ」を「及びロ、第2号並びに第3号イ及びロ」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 法第157条第6項において読み替えて準用する同条第2項第3号ホに該当する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車

第65条第3項中「及び法附則第12条の2の10第2項」を削る。

第71条の6中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

付則第17条の7第1項第2号中「自衛隊」の次に「又は第60条の2第4項に規定するオーストラリア軍隊（第6項において「オーストラリア軍隊」という。）」を加え、「に規定する」を「各号に掲げる」に改め、同条第6項中「前2項」を「前3項」に、「附則第12条の2の7第7項」を「附則第12条の2の7第8項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第60条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条第2項並びに第40条の14第1項及び第3項の改正規定 公布の日

(2) 第65条第1項の改正規定（同項第2号に係る部分を除く。）及び同項に1号を加える改正規定、同条第2項の改正規定（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）及び同項に1号を加える改正規定、同条第3項の改正規定並びに付則第8条第3項の規定 令和7年4月1日

(3) 第60条の2に1項を加える改正規定、第60条の5の次に1条を加える改正規定、第60条の24第1項及び第5項の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに付則第17条の7第1項及び第6項の改正規定並びに同項を同条第7項とし、同条第5項の次に1項を加える改正規定並びに付則第7条第2項及び第3項の規定 規則で定める日

(4) 第14条の改正規定及び次条の規定 規則で定める日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 前条第4号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第14条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

第3条 この条例による改正後の茨城県県税条例（以下「新条例」という。）第39条の10の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第71条の11第1項に規定する納入申告書の提出期限が到来する県民税の利子割について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した県民税の利子割については、なお従前の例による。

2 新条例第39条の18の規定は、施行日以後に地方税法第71条の31第2項に規定する納入申告書の提出期限が到来する県民税の配当割について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した県民税の配当割については、なお従前の例による。

3 新条例第39条の25の規定は、施行日以後に地方税法第71条の51第2項に規定する納入申告書の提出期限が到来する県民税の株式等譲渡所得割について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した県民税の株式等譲渡所得割については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第4条 新条例第40条の9の規定は、施行日以後に地方税法第72条の32第1項に規定する申告書の提出期限が到来する法

人の事業税について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した法人の事業税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第5条 新条例第42条の13の規定は、施行日以後に地方税法第74条の20第1項に規定する申告書の提出期限が到来する県たばこ税について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した県たばこ税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第6条 新条例第43条の22の規定は、施行日以後に地方税法第87条第1項に規定する申告書の提出期限が到来するゴルフ場利用税について適用し、施行日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第7条 新条例第60条の28の規定は、施行日以後に地方税法第144条の44第1項に規定する申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した軽油引取税については、なお従前の例による。

2 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例(次項において「第3号新条例」という。)第60条の2第4項及び第60条の5の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(次項において「第3号施行日」という。)以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

3 第3号新条例付則第17条の7第1項(第2号に係る部分に限る。)、第6項及び第7項の規定は、第3号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、第3号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第8条 新条例第65条第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第2項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例第71条の6の規定は、施行日以後に地方税法第161条第1項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第65条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第87号議案

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成27年茨城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則の表土浦市の項中「239」を「240」に改め、同表古河市の項中「225」を「226」に改め、同表竜ヶ崎市の項中「118」を「119」に改め、同表取手市の項中「191」を「192」に改め、同表潮来市の項中「72」を「73」に改め、同表筑西市の項中「216」を「217」に改め、同表小美玉市の項中「88」を「89」に改め、同表東海村の項中「62」を「61」に改める。

付 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第88号議案

茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の51の3の項中「第108条の2第1項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第89号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
県立あすなろの郷 セーフティネット 本棟新築工事	条件付き 一般競争入札	千円 4,470,048	水戸市城南1丁目7番27号 坪井・コスモ・大貫特定建設工事共同企業体 代表者 坪井工業株式会社 代表取締役社長 坪井 晴雅 代理人 茨城支店支店長 神原 哲哉

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第90号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
県立あすなろの郷 セーフティネット 本棟新築電気設備工事	条件付き 一般競争入札	千円 1,096,062	日立市幸町2丁目8番6号 イガラシ・共栄通信特定建設工事共同企業体 代表者 イガラシ綜業株式会社 代表取締役 五十嵐 則夫

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第91号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
県立あすなろの郷 セーフティネット 本棟新築空調設備工事	条件付き 一般競争入札	千冊 918,181	水戸市千波町2770番地の5 暁飯島・清和特定建設工事共同企業体 代表者 暁飯島工業株式会社 代表取締役 植田 俊二

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第92号議案

工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
国補地道 第03-03-606-Z-001号 主要地方道 筑西つくば線 養蚕橋橋梁上部 工事(その1)	随意契約	既請負 契約金額	千円 700,733	神栖市砂山16番地5 株式会社横河NSエンジニアリング 代表取締役 高木 清次
		今回増減 (△)額	55,165	
		計	755,898	

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第93号議案

工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
国補地道 第03-03-606-Z-002号 主要地方道 筑西つくば線 養蚕橋橋梁上部 工事(その2)	随意契約	既請負 契約金額	千円 544,654	取手市下高井1020番地 日本ファブテック株式会社 橋梁事業本部本部長 三宅 隆文
		今回増減 (△)額	46,420	
		計	591,074	

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第94号議案

特定調停について

水戸簡易裁判所令和5年（特ノ）第2号特定調停申立事件、同裁判所同年（特ノ）第3号特定調停申立事件、同裁判所同年（特ノ）第4号特定調停申立事件、同裁判所同年（特ノ）第5号特定調停申立事件、同裁判所同年（特ノ）第6号特定調停申立事件について、県は、次のとおり調停を成立させる。

1 申立人等の住所氏名

(1) 申立人

ア 潮来市潮来121番地

大川 敬文

イ 潮来市あやめ二丁目23番地35

國安 隆

ウ 潮来市日の出5丁目23番地29

栗田 弘子

エ 潮来市日の出8丁目6番地2

榊原 清

オ 千葉県千葉市美浜区幸町2丁目11番14棟206号

大川 進

(2) 相手方

水戸市笠原町978番6

茨城県知事 大井川 和彦

2 調停成立の方針

- (1) 申立人は、県に対し、県の申立外協同組合潮来ショッピングセンターに対する平成3年4月19日付け中小企業高度化資金貸付金の連帯保証債務として、元金443,054,471円及びこれに対する平成30年10月1日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
- (2) 申立人大川敬文は、(1)の金員のうち2,851,000円を、同國安隆は、(1)の金員のうち1,258,000円を、同栗田弘子は、(1)の金員のうち1,412,000円を、同榊原清は、(1)の金員のうち1,654,000円を、同大川進は、(1)の金員のうち180,000円を、県に対し、令和5年12月31日までに支払う。
- (3) 申立人が(2)の支払を怠ったときは、その申立人は、県に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金を支払う。
- (4) 申立人が遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、申立人に対し、(1)のその他の金員の支払義務を免除する。
- (5) 申立人及び県は、申立人と県との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほか債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 調停の費用は各自の負担とする。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第95号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
中小企業高度化 資金貸付金	平成3年度	443,054,471円 及びその違約 金に係る連帯 保証債務	潮来市辻536番地5 向後 三郎、 潮来市潮来379番地 4 久保木 彪夫、 神栖市柳川2730番 地64 阿倍 二郎、 千葉県成田市大 袋255番地20（サ ンパーク成田壺番 館404号） 須賀 利一	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報 告

報告第3号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記3件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和5年6月7日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 1

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項中「第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を）」を「第72条の25第3項（法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は第5項（」に、「又は法第72条の29第2項」を「並びに法第72条の29第2項及び第6項」に改める。

第40条の14第2項中「第10項」を「第14項」に改める。

第65条第1項中「から第4項まで」を削り、同条第2項中「並びに法附則第12条の2の10第3項及び第4項」を「及び法附則第12条の2の10第2項」に改め、同条第3項中「並びに」を「及び」に改め、「及び法附則第12条の2の10第3項」を削る。

付則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第12条の2中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

付則第17条第1項中「附則第6条の17第1項」を「附則第6条の18第1項」に改め、同条第2項中「附則第6条の17第2項」を「附則第6条の18第2項」に改める。

付則第17条の3の2第2項中「附則第11条の4第6項」を「附則第11条の4第4項」に改める。

付則第17条の10第2項を削る。

付則第17条の11第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の11第11項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第6項において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とする。

付則第17条の11第5項を削り、同条第6項中「（施行規則附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。）」を削り、「附則第4条の11第17項」を「附則第4条の11第12項」に、「令和5年3月31日」を「令和6年4月30日」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 乗用車（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）、バス（施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。）又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第13項に規定するものに限る。）で初回新規登

録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。) から175万円を控除して得た額」とする。

付則第17条の11第7項中「附則第4条の11第19項」を「附則第4条の11第16項」に改める。

付則第18条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第12条の3第5項各号」を「附則第12条の3第2項各号」に改め、「(自家用の乗用車を除く。)」及び「、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円

	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円

	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号ア	12,000円	3,000円
第1項第5号イ	20,000円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第1項第5号ウ	24,000円	6,000円
	第1号	付則第18条第2項の規定による読替え後の第1号
	16,700円	4,500円
	第2号	付則第18条第2項の規定による読替え後の第2号
	9,000円	2,500円
	18,500円	5,000円
	11,500円	3,000円
	25,500円	6,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円

	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第3項	同号ア(ア)	付則第18条第2項の規定による読替え後の同号ア(ア)

付則第18条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第12条の3第6項各号」を「附則第12条の3第3項各号」に、「第71条の9第1項」を「第71条の9第1項第1号ア及び第4号ア」に改め、「当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表」を「次の表」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号ア	4,500円	2,500円

付則第18条第6項を同条第3項とする。

付則第30条第1項から第3項までの規定中「又は第10項」を「又は第14項」に、「第72条の49の12第10項」を「第72条の49の12第14項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の茨城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第18条の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年3月31日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

和解について

鹿行県民センター所属の小型貨物自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人
- (3) 神奈川県横浜市鶴見区小野町45番地
株式会社弥生京極社
代表取締役 佐佐木 陽太

2 和解の内容

- (1) 令和2年6月19日（金）午後0時15分頃、潮来市潮来14番地地先県道上で発生した事故
- (2) 事故の概要

鹿行県民センター所属の職員が、小型貨物自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の普通貨物自動車に追突し、損害を与えた。

- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 2,404,780円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年4月18日

茨城県知事 大井川 和彦

別記3

和解について

ひたちなか警察署所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和4年8月29日（月）午後5時50分頃、ひたちなか市大字馬渡3590番地2地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

ひたちなか警察署所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の小型乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 1,266,378円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年5月10日

茨城県知事 大井川 和彦

